組合火災共済事業実施規則新旧対照表

下線改正箇所

改正案	現　行
（共済契約の更新を不適当と認める場合） 第 10 条　規約第 16 条第８項共済契約更新に関して不適当と認める基準とは、共済契約者が次の各号に該当する場合をいいます。 (1)～(4)　　省　略 附則　　省　略 附則 この規則は、令和５年２月１日から施行します。	（共済契約の更新を不適当と認める場合） 第 10 条　規約第 16 条第６項共済契約更新に関して不適当と認める基準とは、共済契約者が次の各号に該当する場合をいいます。 (1)～(4)　　省　略 附則　　省　略